

公益法人京都 YMCA の賛助会費は寄付金税制の対象になります。

個人によるご寄付

確定申告することで所得税の寄付金控除を受けることができ、「**所得控除**」か「**税額控除**」かいずれか有利な方を選ぶことができます。

【寄付金控除（所得控除）】 次の算式で計算した金額が「**所得控除**」として、所得額から控除されます。

（寄付金合計額 - 2,000 円） ただし、年間所得の 40%が上限です。

【寄付金控除（税額控除）】 次の算式で計算した金額が「**税額控除**」として、所得税額から控除されます。

（寄付金合計額 - 2,000 円） × 40% 控除額は所得税額の 25%が限度です。

【申告に必要なもの】

- ・確定申告書（給与所得者の還付申告書）
- ・源泉徴収票
- ・京都 YMCA の発行した領収書
- ・税額控除に係る証明書の写し（税額控除をご希望の方はお申し出ください。）

※**個人の皆様からの寄付**については、

確定申告の際に寄付控除をしていただきやすいよう、領収書をその都度発行せず、1月から12月までの寄付金を翌年1月にまとめて発行いたします。なお、領収書がその都度必要な方は、お申し出ください。

法人によるご寄付

公益法人（財団法人・社団法人・認定 NPO 等）への寄付は、特別損金算入限度額の範囲内（寄付金の合計額と損金算入限度額いずれか少ない金額）での損金算入が認められます。

なお、損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金の額に含めます。

【損金算入額算式】（資本金等の金額 × 1,000 分の 3.75 + 所得の金額 × 100 分の 6.25） × 0.5